

交付申請時からの内容変更がある場合の書類作成要領

交付申請時から購入内容に変更がある場合、「実績報告3」又は別紙により変更内容のご報告を求められます。
申請した物品ごとに下記のフローチャートにより対応の要否を確認してください。

なお、補助金の交付は申請内容が補助要件を満たすものであるという前提の下で行われるものであることから、交付決定時から購入内容そのものは変わらず、必要書類についてもそろっていた場合であっても、申請内容がそもそも補助要件を満たしていないことが事後的に発覚した場合には全面的に補助対象外となりますので、今一度申請時に提出頂いている「確認書」をご確認ください。（以下、よくある補助対象外事例を掲げます。）

事例1. 購入した物品が個人の所要に係る物品である場合（縄跳び、ボール等の遊具を園児に配布している場合等）

事例2. 購入した物品について、他の補助金に申請している場合（とうきょうすくわくプログラム推進事業補助金を受けて購入した物品等）

